

シルク博物館の所蔵資料の特別利用に関する取扱い要領

(趣旨)

この要領は、シルク博物館運営要綱第13条の規定に基づき、シルク博物館（以下「当館」という。）の所蔵資料（以下「資料」という。）の熟覧、撮影、模写及び図版利用等（以下「特別利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の特別利用)

- 1 資料の特別利用は、学術その他の研究及び展示、または出版物掲載等を目的として行われるものであり、当館の運営に支障のない場合に限り、認めることができる。
- (2) 一般財団法人シルクセンター国際貿易観光会館会長（以下「会長」という。）は、前号の規定に関わらず、第8項の規定により承諾の取消を受けたことのある資料の特別利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対しては、当該事由になった事項が改善されていなければ新たな特別利用を承諾しないことができる。

(特別利用の制限)

- 2 会長は、次の各号に該当する資料の特別利用を制限することができる。
 - ア 損傷の恐れのあるもの
 - イ 整理中のもの
 - ウ 寄贈又は寄託を受けた資料のうち、特別利用についての寄贈者又は寄託者との特約があるもの（ただし寄贈者又は寄託者からの承諾書がある場合を除く）
 - エ その他当館の館長（以下「館長」という。）が必要と認めるもの

(特別利用の場所等)

- 3 資料の特別利用は、当館の指定する時間及び場所で行う。ただし、撮影用具等の条件等特別の配慮が必要と館長が認める場合は、「シルク博物館の所蔵資料の貸出に関する取扱い要領」に規定する貸出手続によるものとする。

(申込)

- 4 利用希望者は、原則として特別利用をしようとする日の7日前までに特別利用申込書（シルク博物館における様式要領（以下「要領」という。）第7号様式）を提出し、館長の承認を得なければならない。

(寄託者の承認)

- 5 前項の場合において、特別利用に係る資料が寄託されたものであるときは、同項の申込書（要領第7号様式）に当該資料の寄託者の同意書を添付しなければならない。

(条件)

- 6 資料の特別利用の条件は、次の各号のとおりとする。
- ア 資料の熟覧は学術研究目的に限るものとする。この場合において、利用希望者が第4項の定めにより申込を行う場合は、当該利用希望者が属する所属の長の推薦書を添付しなければならない。
 - イ 利用者は、第10項に定める利用料金を支払うこと
 - ウ 特別利用に要する一切の経費は利用者が負担すること
 - エ 利用者は資料の取扱いを慎重に行い、万一汚損、破損及び紛失等の損失が生じたときは、その損害を補償すること。
 - オ 申請の目的以外には、資料を使用しないこと
なお、新たな利用目的が生じた時は、第4項に定める特別利用申込書（要領第7号様式）を申請し承認を得ておくこと
 - カ 資料の撮影は、利用者が持参した写真機・機材で自ら行うこと
 - キ 撮影した写真を展示若しくは刊行物へ掲載する場合には、当該資料が「シルク博物館所蔵」であることを明示すること
 - ク 資料を刊行物に掲載した場合は、掲載物を1部当館に提出すること
 - ケ 利用者が撮影した原版及び印画の著作権は当館に帰属するものとし、使用後の原版等は当館に無償で提供すること
 - コ その他職員の指示に従うこと

(承諾)

- 7 第4項の申込を承諾したときは、特別利用承諾書（要領第8号様式）を利用者に発行するものとする。

(承諾の取消)

- 8 会長は、次の各号に該当することが明らかになった場合は、特別利用の承諾を取消し、利用の中止を求めることができる。
- ア 虚偽の申込により、承諾を受けたとき
 - イ 承諾目的以外にこれを利用したとき
 - ウ 第6項に定める条件を守らないとき、又はそのおそれがあるとき

エ その他、承諾することが不適當となったとき
(承諾の取消しによる損害の不賠償)

9 会長は、前項の利用承諾の取消しにより、利用者に損害が生じた場合でも、その賠償等の責を負わない。

(利用料金)

10 資料の特別利用についての利用料(税込)は次の各号のとおりとする。

(1) 利用料(税込)

ア 写真撮影料	1点につき	1,000円
イ 図版利用料	1点につき	5,000円
ウ 模写料	1点につき	5,000円
エ 熟覧料	1点につき	5,000円
オ 複製料	1点につき	10,000円

(2) 資料の写真撮影又は模写の後に図版利用をする場合には、当該資料分の写真撮影料又は模写料の徴収は行わず、図版利用料のみを徴収するものとする。

(利用料の支払い)

11 利用者は、利用料を指定期限までに支払うこととする。ただし、これによりがたいときは、あらかじめ館長の承諾を受けるものとする。

(利用料の減免等)

12 利用希望者又は利用者から利用料の減免申込があり、館長が運営上特に必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分により、利用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 全額を免除することができる利用目的が妥当なもの

- ア 公共
- イ 学術上の調査研究
- ウ 学校教育
- エ 当館の広報に関し効果があると認められる用途に供するもの

(2) 2分の1に相当する金額を免除することができる者

会長が特別利用について、特に認めた者

(資料減失等の補償等)

13 特別利用の資料に汚損、破損及び紛失等の損失があったときは、直ちに利用者から資料等減失(き損)届出書(要領第6号様式)を提出させるとともに、

第6項エに基づき補償させるものとする。

(その他)

- 14 当館が販売を目的として作成したもの又は資料について、利用者の請求に応じて、複写物の提供若しくはファックス送信等を利用して提供する場合は、必要な実費を徴収できるものとする。

(実費・参考)

ア 複写料 1枚 単色： 30円、
カラー：100円

イ FAX送信料 1枚 市内： 50円、
市外：100円

(補則)

- 15 この要領に定めのない事項については、館長が事前に一般財団法人シルクセンター国際貿易観光会館専務理事及び事務局長と協議した上で、処理するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 当該要領の施行に伴い、「シルク博物館の所蔵資料の写真撮影及び出版物への掲載の手続きに関する取扱い要領」及び「シルク博物館の所蔵資料の模写及び特別観覧に関する取扱い要領」は廃止する。